令　和　７　年

松戸市議会３月定例会議案

２月２１日提出

（２分冊の１）

松　　戸　　市

目　　次

（２分冊の１）

議案第５２号　専決処分の報告及び承認について
（令和６年度松戸市一般会計補正予算（第７回））　１頁

議案第５３号　専決処分の報告及び承認について
（令和６年度松戸市一般会計補正予算（第８回））　１４頁

議案第５４号　令和６年度松戸市一般会計補正予算（第９回）　別　冊

議案第５５号　令和６年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算
（第２回）　別　冊

議案第５６号　令和６年度松戸市松戸競輪特別会計補正予算
（第１回）　別　冊

議案第５７号　令和６年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計
補正予算（第１回）　別　冊

議案第５８号　令和６年度松戸市介護保険特別会計補正予算
（第２回）　別　冊

議案第５９号　令和６年度松戸市後期高齢者医療特別会計補正予
算（第１回）　別　冊

議案第６０号　令和６年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側
地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第１回）　別　冊

議案第６１号	令和６年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第１回）	別　冊
議案第６２号	令和６年度松戸市病院事業会計補正予算（第２回）	別　冊
議案第６３号	令和６年度松戸市下水道事業会計補正予算（第２回）	別　冊
議案第６４号	令和７年度松戸市一般会計予算	別　冊
議案第６５号	令和７年度松戸市国民健康保険特別会計予算	別　冊
議案第６６号	令和７年度松戸市松戸競輪特別会計予算	別　冊
議案第６７号	令和７年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計予算	別　冊
議案第６８号	令和７年度松戸市駐車場事業特別会計予算	別　冊
議案第６９号	令和７年度松戸市介護保険特別会計予算	別　冊
議案第７０号	令和７年度松戸市後期高齢者医療特別会計予算	別　冊
議案第７１号	令和７年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計予算	別　冊
議案第７２号	令和７年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計予算	別　冊

議案第７３号　令和７年度松戸市水道事業会計予算　別　冊

議案第７４号　令和７年度松戸市病院事業会計予算　別　冊

議案第７５号　令和７年度松戸市下水道事業会計予算　別　冊

議案第７６号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について　３１頁

議案第７７号　松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について　４０頁

議案第７８号　松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について　４２頁

議案第７９号　松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について　４７頁

議案第８０号　松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について　４９頁

議案第８１号　松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について　１０２頁

議案第８２号　松戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について　１０５頁

（２分冊の２）

議案第８３号　松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について　１１１頁

議案第８４号　松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（確認申請等手数料等関係）　１１４頁

議案第８５号　松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（宅地造成等に関する工事の中間検査の申請手数料関係）　１４８頁

議案第８６号　松戸市教育振興審議会条例の制定について　１５２頁

議案第８７号　松戸市障害者介護給付費等審査会条例の一部を改正する条例の制定について　１５５頁

議案第８８号　松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について　１５７頁

議案第８９号　松戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について　１５９頁

議案第９０号　松戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について　１６１頁

議案第９１号　松戸市自殺対策推進会議条例の制定について　１６３頁

議案第９２号　松戸市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について　１６６頁

議案第９３号　松戸市道路照明灯再ＬＥＤ化事業プロポーザル選考委員会条例の制定について　１７１頁

議案第９４号　松戸市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について　１７４頁

議案第９５号　松戸市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について　１７７頁

議案第９６号　松戸市下水道条例の一部を改正する条例の制定について　１８０頁

議案第９７号　松戸市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定について　１８４頁

議案第９８号　松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について　１８６頁

議案第９９号　松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について　１８９頁

議案第１００号　契約の変更について　１９５頁

議案第１０１号　教育委員会委員の任命について　１９７頁

議案第１０２号　人権擁護委員候補者の推薦について
１９９頁

議案第１０３号　人権擁護委員候補者の推薦について
２００頁

議　案　第　５２　号

専決処分の報告及び承認について

令和６年度松戸市一般会計補正予算（第７回）については、直ちに低所得者支援及び定額減税補足給付金に係る補正予算を定める必要が生じたことから、特に緊急を要すると認め、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第３項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和７年２月２１日提出

松戸市長　本郷谷　健　次

専　決　処　分　書

令和６年度松戸市一般会計補正予算（第７回）を、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和６年１２月１８日

松戸市長　本郷谷　健　次

理　　由

低所得世帯支援給付金について、緊急に補正予算の必要が生じたため。

令和６年度松戸市一般会計補正予算（第７回）

令和６年度松戸市の一般会計補正予算（第７回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,075,191千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191,170,026千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　既定の繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費」による。

令和６年１２月１８日

松戸市長　本郷谷　健　次

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
16. 国庫支出金		43,454,264	2,075,191	45,529,455
	2. 国庫補助金	8,813,498	2,075,191	10,888,689
歳入合計		189,094,835	2,075,191	191,170,026

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3. 民生費		97,468,877	2,075,191	99,544,068
	1. 社会福祉費	40,155,542	2,075,191	42,230,733
歳出合計		189,094,835	2,075,191	191,170,026

第２表　繰越明許費補正

１．追　加　　（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
3. 民生費	1. 社会福祉費	非課税世帯 臨時特別給付金事業	2,075,191

令 和 6 年 度

松戸市一般会計補正予算（第７回）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

１．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	43,454,264	2,075,191	45,529,455
歳入合計	189,094,835	2,075,191	191,170,026

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
3. 民生費	97,468,877	2,075,191	99,544,068
歳出合計	189,094,835	2,075,191	191,170,026

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
2,075,191			0
2,075,191			0

２．歳入

（款）16.国庫支出金

（項） 2.国庫補助金

目	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
2 民生費国庫補助金	6,543,200	2,075,191	8,618,391
計	8,813,498	2,075,191	10,888,689

（単位 ： 千円）

節		説　　明			
区　　分	金　額		補正前の額	補 正 額	計
1 社会福祉費 補助金	2,075,191	○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 基本額×１０／１０額	4,760,822	2,075,191	6,836,013

3．歳出

（款）3.民生費

（項）1.社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 非課税世帯等臨時特別給付費	4,760,822	2,075,191	6,836,013	2,075,191 国庫補助金 2,075,191			0
計	40,155,542	2,075,191	42,230,733	2,075,191			0

（単位 ： 千円）

節		説　　明			
区　　分	金　額		補正前の額	補 正 額	計
10 需用費	803	○非課税世帯臨時特別給付金事業	1,131,069	2,075,191	3,206,260
消耗品費	500				
光熱水費	303				
11 役務費	28,419				
通信費	21,819				
手数料	6,600				
12 委託料	125,486				
13 使用料及び賃借料	483				
18 負担金補助及び交付金	1,920,000				

繰越明許費に関する調書

（款）3. 民生費
（項）1. 社会福祉費
（目）5. 非課税世帯等臨時特別給付費　　（単位：千円）

関係予算額	左のうち繰越する金額	繰越理由
節 10. 需用費 803	803	（非課税世帯臨時特別給付金事業） 国の補正予算対応事業で、年度内事業完了が困難であるため。
節 11. 役務費 28,419	28,419	
節 12. 委託料 125,486	125,486	
節 13. 使用料及び賃借料 483	483	
節 18. 負担金補助及び交付金 1,920,000	1,920,000	

議　案　第　５３　号

専決処分の報告及び承認について

令和６年度松戸市一般会計補正予算（第８回）については、任期満了に伴う千葉県知事選挙と同日に千葉県議会議員補欠選挙が執行されることとなったため、直ちに県知事選挙及び県議会議員補欠選挙費に係る補正予算を定める必要が生じたことから、特に緊急を要すると認め、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第３項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和７年２月２１日提出

松戸市長　本郷谷　健　次

専　決　処　分　書

令和６年度松戸市一般会計補正予算（第８回）を、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年１月２７日

松戸市長　本郷谷　健　次

理　　由

任期満了に伴う千葉県知事選挙と同日に千葉県議会議員補欠選挙が執行されることとなったため、県知事選挙及び県議会議員補欠選挙費について、緊急に補正予算の必要が生じたため。

令和６年度松戸市一般会計補正予算（第８回）

令和６年度松戸市の一般会計補正予算（第８回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,235千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191,203,261千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和７年１月２７日

松戸市長　本郷谷　健　次

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
17. 県支出金		13,911,840	33,235	13,945,075
	3. 委託金	1,290,780	33,235	1,324,015
歳入合計		191,170,026	33,235	191,203,261

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		13,131,862	33,235	13,165,097
	4. 選挙費	484,864	33,235	518,099
歳出合計		191,170,026	33,235	191,203,261

令 和 6 年 度

松戸市一般会計補正予算（第８回）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
17. 県支出金	13,911,840	33,235	13,945,075
歳入合計	191,170,026	33,235	191,203,261

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	13,131,862	33,235	13,165,097
歳出合計	191,170,026	33,235	191,203,261

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
33,235			0
33,235			0

２．歳入

（款）17.県支出金

（項） 3.委託金

目	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
1 総務費委託金	1,255,093	33,235	1,288,328
計	1,290,780	33,235	1,324,015

（単位 ： 千円）

節		説　　明			
区　　分	金　額		補正前の額	補 正 額	計
3 選挙費委託金	33,235	○県知事選挙及び県議会議員補欠選挙費委託金 （県知事選挙費委託金を名称変更）	173,574	33,235	206,809

３．歳出

（款）2.総務費

（項）4.選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 県知事選挙及び県議会議員補欠選挙費	173,574	33,235	206,809	33,235 県委託金 33,235			0
計	484,864	33,235	518,099	33,235			0

第３目県知事選挙費を第３目県知事選挙及び県議会議員補欠選挙費に変更する。

（単位 ： 千円）

節 区分	節 金額	説明	補正前の額	補正額	計
1 報酬	2,107	○県知事選挙及び県議会議員補欠選挙費	173,574	33,235	206,809
		投票関係業務	122,083	11,651	133,734
		開票関係業務	7,431	1,857	9,288
3 職員手当等	996	啓発等関係業務	3,079	436	3,515
		選挙公営業務	40,981	19,291	60,272
8 旅費	49				
10 需用費	354				
食糧費	194				
印刷製本費	160				
11 役務費	5,156				
通信費	5,080				
手数料	76				
12 委託料	23,757				
13 使用料及び賃借料	420				
17 備品購入費	396				

給　　与　　費

1．特　別　職

区分		職員数（人）	給与 報酬	給与 給料	給与 期末手当 年間支給率（4.50月分）
補正後	長等	3		33,240	15,769
	議員	44	313,927		135,379
	その他の特別職	2,523	260,597	18,240	8,654
	計	2,570	574,524	51,480	159,802
補正前	長等	3		33,240	15,769
	議員	44	313,927		135,379
	その他の特別職	2,513	260,319	18,240	8,654
	計	2,560	574,246	51,480	159,802
比較	長等	0		0	0
	議員	0	0		0
	その他の特別職	10	278	0	0
	計	10	278	0	0

2．一　般　職

(1) 総　括

区分	職員数（人）	給与 報酬	給与 給料
補正後	2,882（1,359）	2,666,375	11,619,357
補正前	2,882（1,358）	2,664,546	11,619,357
比較	0（　1）	1,829	0

職員数の（　　）内の数字は、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について

明　　細　　書

（単位：千円）

費			共　済　費	合　　計	備 考
地 域 手 当	その他の手当	計			
3,324	288	52,621	5,451	58,072	
		449,306	91,276	540,582	
1,824	224	289,539	3,451	292,990	
5,148	512	791,466	100,178	891,644	
3,324	288	52,621	5,451	58,072	
		449,306	91,276	540,582	
1,824	224	289,261	3,451	292,712	
5,148	512	791,188	100,178	891,366	
0	0	0	0	0	
		0	0	0	
0	0	278	0	278	
0	0	278	0	278	

（単位：千円）

費		共　済　費	合　　計	備 考
職　員　手　当	計			
10,955,534	25,241,266	4,711,689	29,952,955	
10,954,538	25,238,441	4,711,689	29,950,130	
996	2,825	0	2,825	

外書きしたものである。

	区　分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	390,240	260,316	1,226,979
	補正前	390,240	260,316	1,226,979
職員手当の内訳	比　較	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	夜間勤務手当	管理職員特別勤務手当
	補正後	194,786	29,400	5,935
	補正前	194,786	29,400	5,729
	比　較	0	0	206

ア　一般職・再任用職員及び任期付短時間勤務職員

区　分	職員数（人）	給与	
		報酬	給料
補正後	2,882（ 359）		11,619,357
補正前	2,882（ 359）		11,619,357
比　較	0（ 0）		0

職員数の（　　）内の数字は、任期付短時間勤務職員について外書きしたものである。

	区　分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	390,240	260,316	1,226,979
	補正前	390,240	260,316	1,226,979
職員手当の内訳	比　較	0	0	0
	区　分	休日勤務手当	夜間勤務手当	管理職員特別勤務手当
	補正後	194,786	29,400	5,935
	補正前	194,786	29,400	5,729
	比　較	0	0	206

初任給調整手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
2,220	207,571	242,084	62,301	1,012,445
2,220	207,571	242,084	62,301	1,011,655
0	0	0	0	790
期末手当	勤勉手当	特定任期付職員業績手当	義務教育等教員特別手当	退職手当
3,286,467	2,723,836	1,078	3,947	1,305,929
3,286,467	2,723,836	1,078	3,947	1,305,929
0	0	0	0	0

（単位：千円）

費		共済費	合計	備考
職員手当	計			
10,081,944	21,701,301	4,184,071	25,885,372	
10,080,948	21,700,305	4,184,071	25,884,376	
996	996	0	996	

初任給調整手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
2,220	207,571	242,084	62,301	1,012,445
2,220	207,571	242,084	62,301	1,011,655
0	0	0	0	790
期末手当	勤勉手当	特定任期付職員業績手当	義務教育等教員特別手当	退職手当
2,801,671	2,335,042	1,078	3,947	1,305,929
2,801,671	2,335,042	1,078	3,947	1,305,929
0	0	0	0	0

イ　会計年度任用職員

区　　分	職　員　数 （人）	給　　与	
		報　　酬	給　　料
補　正　後	0（1,000）	2,666,375	
補　正　前	0（　999）	2,664,546	
比　　較	0（　　1）	1,829	

職員数の（　　）内の数字は、パートタイム会計年度任用職員について外書きしたものである。

	区　分	期　末　手　当	勤　勉　手　当
職員手当の内訳	補正後	484,796	388,794
	補正前	484,796	388,794
	比　較	0	0

(2)　給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増　減　額	増　減　事　由　別　内　訳		説　　明
職員手当	996	その他の増減分	996	

（単位：千円）

費		共　済　費	合　　計	備 考
職　員　手　当	計			
873,590	3,539,965	527,618	4,067,583	
873,590	3,538,136	527,618	4,065,754	
0	1,829	0	1,829	

備　　考

議　案　第　７６　号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定める。

令和７年２月２１日提出

松戸市長　本郷谷　健　次

提　　案　　理　　由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中の懲役及び禁錮の用語を拘禁刑に改めるため。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次の各条の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。

⑶　改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。

⑷　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

（松戸市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第１条　松戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年松戸市条例第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
第５３条　職員若しくは職員であった者、第９条第２項若しくは第１５条第５項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第５３条　職員若しくは職員であった者、第９条第２項若しくは第１５条第５項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
第５４条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第５４条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
第５５条　職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第５５条　職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

（松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第２条　松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年松戸市条例第４６号）の一部を次のよう

に改正する。

改　正　前	改　正　後
附　則 （経過措置） 第３条　（略） ２　（略） ３　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧市の機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第２条第８号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 ⑴・⑵　（略） ４　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧市の機関が保有していた旧条例第２０条に規定する個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	附　則 （経過措置） 第３条　（略） ２　（略） ３　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧市の機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第２条第８号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 ⑴・⑵　（略） ４　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧市の機関が保有していた旧条例第２０条に規定する個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

（松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第３条　松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年松戸市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
第２０条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 ⑴・⑵　（略） ⑶　基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの ⑷　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り	第２０条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 ⑴・⑵　（略） ⑶　基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの ⑷　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り

消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの	消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
第２０条の３　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 ⑴　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 ⑵　（略） ２　（略） ３　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 ⑴　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合 ⑵・⑶　（略） ４～６　（略）	第２０条の３　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 ⑴　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 ⑵　（略） ２　（略） ３　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 ⑴　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合 ⑵・⑶　（略） ４～６　（略）

（松戸市職員退職手当支給条例の一部改正）

第４条　松戸市職員退職手当支給条例（昭和２８年松戸市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
（退職手当の支払の差止め） 第１２条　退職をした者が次の各号のいずれかに該	（退職手当の支払の差止め） 第１２条　退職をした者が次の各号のいずれかに該

当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。	当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。
⑴　職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。	⑴　職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
⑵　（略）	⑵　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　第１項又は第２項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	５　第１項又は第２項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第１項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合	⑵　当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第１項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合
⑶　（略）	⑶　（略）
６～１０　（略）	６～１０　（略）
（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）	（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）
第１３条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職を	第１３条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職を

した者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第１１条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 ⑴　当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。 ⑵・⑶　（略） ２～６　（略）	した者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第１１条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 ⑴　当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 ⑵・⑶　（略） ２～６　（略）
（退職をした者の退職手当の返納） 第１４条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第１１条第１項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第９条第３項、第６項又は第８項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第１６条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第１６条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 ⑴　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。 ⑵・⑶　（略） ２～６　（略）	（退職をした者の退職手当の返納） 第１４条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第１１条第１項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第９条第３項、第６項又は第８項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第１６条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第１６条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 ⑴　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 ⑵・⑶　（略） ２～６　（略）
（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第１６条　（略）	（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第１６条　（略）

２・３　（略） ４　退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第１４条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 ５～８　（略）	２・３　（略） ４　退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第１４条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 ５～８　（略）

（松戸市公害防止条例の一部改正）

第５条　松戸市公害防止条例（昭和４７年松戸市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
（罰則） 第４７条　第３０条第１項又は第３３条第１項・第２項又は第４項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第４７条　第３０条第１項又は第３３条第１項・第２項又は第４項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

（松戸市公設地方卸売市場業務条例の一部改正）

第６条　松戸市公設地方卸売市場業務条例（令和２年松戸市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
（卸売業務の許可） 第７条　（略） ２　（略） ３　市長は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 ⑴　（略） ⑵　申請者が禁錮刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受	（卸売業務の許可） 第７条　（略） ２　（略） ３　市長は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 ⑴　（略） ⑵　申請者が拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受

けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。 ⑶～⑻　（略） （仲卸業務の許可） 第２１条　（略） ２　（略） ３　市長は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 ⑴　（略） ⑵　申請者が禁錮刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。 ⑶～⑼　（略）	けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。 ⑶～⑻　（略） （仲卸業務の許可） 第２１条　（略） ２　（略） ３　市長は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 ⑴　（略） ⑵　申請者が拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。 ⑶～⑼　（略）

（松戸市ラブホテル建築等規制条例の一部改正）

第７条　松戸市ラブホテル建築等規制条例（昭和６０年松戸市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
（罰則） 第１４条　第１０条第１項の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。 ２　（略）	（罰則） 第１４条　第１０条第１項の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は300,000円以下の罰金に処する。 ２　（略）

（松戸市消防団員退職報償金支給条例の一部改正）

第８条　松戸市消防団員退職報償金支給条例（昭和３９年松戸市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
（退職報償金支給の制限） 第６条　退職報償金は、次の各号の一つに該当する者に対しては支給しない。 ⑴　禁錮以上の刑に処せられた者 ⑵～⑸　（略）	（退職報償金支給の制限） 第６条　退職報償金は、次の各号の一つに該当する者に対しては支給しない。 ⑴　拘禁刑以上の刑に処せられた者 ⑵～⑸　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

２　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

３　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

４　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

５　刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第３条の規定による改正後の松戸市一般職の職員の給与に関する条例第２０条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（松戸市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

６　刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第４条の規定による改正後の松戸市職員退職手当支給条例第１２条第１項及び第５項、第１３条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第１６条第４項並びに松戸市職員退職手当支給条例第１６条第３項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（経過措置の規則への委任）

７　この条例に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

議　案　第　７７　号

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和７年２月２１日提出

松戸市長　本郷谷　健　次

提　　案　　理　　由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例で引用する同法の条項を整備するため。

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成２７年松戸市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。

⑶　改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。

⑷　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　（略） ⑵　特定個人情報　法<u>第２条第８項</u>に規定する特定個人情報をいう。 ⑶　個人番号利用事務実施者　法<u>第２条第１２項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 ⑷　情報提供ネットワークシステム　法<u>第２条第１４項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 ⑸・⑹　（略）	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　（略） ⑵　特定個人情報　法<u>第２条第９項</u>に規定する特定個人情報をいう。 ⑶　個人番号利用事務実施者　法<u>第２条第１３項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 ⑷　情報提供ネットワークシステム　法<u>第２条第１５項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 ⑸・⑹　（略）

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議　案　第　７８　号

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和７年２月２１日提出

松戸市長　本郷谷　健　次

提　　案　　理　　由

国家公務員の仕事と生活の両立支援の拡充に準じ、子を養育する職員の時間外勤務の制限の強化及び家族の介護が必要となる職員の意向確認等の義務付け等をするため。

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。

⑶　改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。

⑷　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

（松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正）

第１条　松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和４３年松戸市条例第９号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）
第８条の２　（略）	第８条の２　（略）
２　任命権者は、<u>３歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。	２　任命権者は、<u>小学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
３　（略）	３　（略）
４　前３項の規定は、第１０条の２第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員に準用する。この場合において、第１項中「小学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１	４　前３項の規定は、第１０条の２第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員に準用する。この場合において、第１項中「小学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１

６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第３項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第１０条の２第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。	６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第３項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第２項及び前項中「小学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第１０条の２第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。
５　（略）	５　（略）
（介護休暇） 第１０条の２　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。次条第１項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	（介護休暇） 第１０条の２　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第１０条の４第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。次条第１項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
２　（略）	２　（略）

第１０条の３　（略）	第１０条の３　（略） （配偶者等が介護を必要とする状況に至つた職員に対する意向確認等） 第１０条の４　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　任命権者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第１０条の５　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 ⑵　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 ⑶　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年松戸市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
附　則 １　（略） （経過措置）	附　則 １　（略） （経過措置）

２　暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項から第４項まで、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項から第４項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。	２　暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項から第４項まで、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項から第４項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第１条の規定による改正後の松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第８条の２第２項の規定による請求（３歳から小学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議　案　第　７９　号

松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和７年２月２１日提出

松戸市長　本郷谷　健　次

提　　案　　理　　由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、条例で引用する同法の条項を整備するため。

松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市職員の育児休業等に関する条例（平成４年松戸市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。

⑶　改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。

⑷　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（部分休業） 第１８条　（略） ２　（略） ３　非常勤職員に対する第１項の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（労働基準法第６７条の規定による育児時間を承認されている非常勤職員又は育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）<u>第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない非常勤職員にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	（部分休業） 第１８条　（略） ２　（略） ３　非常勤職員に対する第１項の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（労働基準法第６７条の規定による育児時間を承認されている非常勤職員又は育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）<u>第６１条の２第２０項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない非常勤職員にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議　案　第　８０　号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和７年２月２１日提出

松戸市長　本郷谷　健　次

提　　案　　理　　由

国家公務員の給与改定に準じ、俸給体系及び各種手当の支給要件の見直し等をするため。

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。

⑶　改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。

⑷　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

（松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年松戸市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>（初任給、昇格、昇給等）
第５条　（略）
２　（略）
３　職員の昇給は、規則で定める日に、規則で定める期間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員の昇給は、行わないものとする。
⑴　（略）
⑵　行政職俸給表の適用を受ける職員であつて、次の表の職務の級欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ次の表の号俸欄に掲げる号俸以上である職員
<table>
<tr><th>職務の級</th><th>号俸</th></tr>
<tr><td>５級</td><td>９３</td></tr>
<tr><td>６級</td><td>８５</td></tr>
<tr><td>７級</td><td>６１</td></tr>
<tr><td>８級</td><td>５４</td></tr>
</table>
４　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を４号俸とすることを標準として規則で</td><td>（初任給、昇格、昇給等）
第５条　（略）
２　（略）
３　職員の昇給は、規則で定める日に、規則で定める期間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員の昇給は、行わないものとする。
⑴　（略）
⑵　行政職俸給表の適用を受ける職員であつて、次の表の職務の級欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ次の表の号俸欄に掲げる号俸以上である職員
<table>
<tr><th>職務の級</th><th>号俸</th></tr>
<tr><td>５級</td><td>８５</td></tr>
<tr><td>６級</td><td>７３</td></tr>
<tr><td>７級</td><td>４５</td></tr>
</table>
⑶　行政職俸給表の適用を受ける職員で、その職務の級が８級である職員
４　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を４号俸（医療職俸給表（二）の適用を</td></tr>
</table>

定める基準に従い決定するものとする。	受ける職員でその職務の級が７級であるもの及び医療職俸給表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上であるものにあつては３号俸）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
５～１１　（略）	５～１１　（略）
（扶養手当）	（扶養手当）
第１０条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、医療職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が４級であるもの（以下「医療職（一）４級職員」という。）に対しては、支給しない。	第１０条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族（第３項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、医療職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が４級であるものに対しては、支給しない。
２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
⑴　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）	（削除）
⑵～⑹　（略）	⑴～⑸　（略）
３　扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び医療職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が３級であるもの（以下「行政職８級・医療職（一）３級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。	３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び医療職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が３級であるもの（以下「行政職８級・医療職（一）３級職員」という。）にあつては、3,500円）とする。
４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
	５　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の

	変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
第１１条　新たに職員となつた者に扶養親族（医療職（一）４級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、医療職（一）４級職員から医療職（一）４級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 ⑴　新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合（医療職（一）４級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。） ⑵　扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び医療職（一）４級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。） ２　扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（医療職（一）４級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となつた日、医療職（一）４級職員から医療職（一）４級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職（一）４級職員以外の職員となつた日、職員に扶養親族（医療職（一）４級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、	第１１条　削除

医療職（一）４級職員以外の職員から医療職（一）４級職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職（一）４級職員となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（医療職（一）４級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

３　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号又は第３号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

⑴　扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号又は第３号に掲げる事実が生じた場合

⑵　扶養手当を受けている職員の扶養親族（医療職（一）４級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

⑶　扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある医療職（一）４級職員が医療職（一）４級職員以外の職員となつた場合

⑷　扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るものがある行政職８級・医療職（一）３級職員が行政職８級・医療職（一）３級職員及び医療職（一）４級職員以外の職員

となつた場合 ⑸　扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で医療職（一）４級職員以外のものが医療職（一）４級職員となつた場合 ⑹　扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るものがある職員で行政職８級・医療職（一）３級職員及び医療職（一）４級職員以外のものが行政職８級・医療職（一）３級職員となつた場合 ⑺　職員の扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合	
（通勤手当） 第１２条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 ⑴　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第３項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第３項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。） ⑵・⑶　（略） ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間をいう。以下同じ。）につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が	（通勤手当） 第１２条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 ⑴　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第３項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。） ⑵・⑶　（略） ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間をいう。以下同じ。）につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項において「運賃等相当額」という。）

55,000円を超えるときは、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額）	
⑵　（略）	⑵　（略）
⑶　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前２号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第１号に定める額又は前号に定める額	⑶　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前２号に定める額、第１号に定める額又は前号に定める額
	３　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び第２項第２号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前２項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
３～５　（略）	４～６　（略）
（勤務1時間当たりの給与額の算出）	（勤務1時間当たりの給与額の算出）
第１９条　第１４条第１項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。	第１９条　第１４条第１項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。
２　第１５条から第１７条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、これに対する地域手当及び特殊勤務手当（規則で定めるものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。	２　第１５条から第１７条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、これに対する地域手当及び規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。
（管理職員特別勤務手当）	（管理職員特別勤務手当）
第１９条の２　管理職員特別勤務手当は、第９条の２第１項の規定により管理職手当を支給される職	第１９条の２　管理職員特別勤務手当は、第９条の２第１項の規定により管理職手当を支給される職

員（以下「管理職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）において勤務した場合に支給する。	員（以下「管理職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）において勤務をした場合に支給する。
２　前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間において勤務した場合に支給する。	２　前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後１０時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間において勤務をした場合に支給する。
３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。
⑴　第１項に規定する場合　同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市長が定める額（同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して市長が定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）	⑴　第１項に規定する場合　同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市長が定める額
⑵　（略）	⑵　（略）
（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外）	（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外）
第２０条の８　第５条第２項から第８項まで、第９条の４、第１０条、第１１条、第１１条の２第３項及び第１１条の３の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。	第２０条の８　第５条第２項から第８項まで、第９条の４及び第１０条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
	２　第５条第２項から第８項まで、第９条の４、第１０条、第１１条の２第３項及び第１１条の３の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

別表第１（第３条関係）

行政職俸給表

（単位　円）

職員の区分	職務の級 / 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100

別表第１（第３条関係）

行政職俸給表

（単位　円）

職員の区分	職務の級 / 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	

	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	475,100
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	475,500
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	475,800
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	476,100
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	476,600
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	477,000
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	477,300
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	477,600
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	478,100
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	478,500
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	478,800
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	479,100
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	479,600
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	480,000
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	480,300
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	480,600
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	451,000	481,100
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	451,200	481,500
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	451,500	
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	451,800	
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	452,200	
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	452,500	
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	452,800	

	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	451,000
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	451,200
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	451,500
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	451,800
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	452,200
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	452,500
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	452,800
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	453,100
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	453,500
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	453,800
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	454,100
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	454,400
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	454,800
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	455,100
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	455,400
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	455,700
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	456,100
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	456,400
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	456,700
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	457,000
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	457,400
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	457,700
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	458,000

以外の職員	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	453,100
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	453,500
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	453,800
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	454,100
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	454,400
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	454,800
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	455,100
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	455,400
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	455,700
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	456,100
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	456,400
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	456,700
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	457,000
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	457,400
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	457,700
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	458,000
	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	415,800	
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	415,900	
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	416,100	
	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	416,300	
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	416,600	
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	416,900	
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	417,100	
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	417,300	
	94		299,400	347,400		398,300	417,600	
	95		299,700	347,800		398,400	417,900	
	96		300,100	348,200		398,600	418,100	
	97		300,300	348,400		398,800	418,300	
	98		300,600	348,800		399,100	418,600	
	99		301,000	349,200		399,400	418,900	
	100		301,400	349,500		399,600	419,100	
	101		301,600	349,800		399,800	419,300	
	102		301,900	350,200		400,100	419,600	
	103		302,200	350,600		400,400	419,900	
	104		302,500	351,000		400,600	420,100	

以外の職員	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	415,800
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	415,900
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	416,100
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	416,300
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	416,600
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	416,900
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	417,100
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	417,300
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	417,600
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	417,900
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	418,100
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	418,300
	86	256,000	297,100	346,000		398,300	418,600
	87	256,300	297,400	346,400		398,400	418,900
	88	256,600	297,700	346,800		398,600	419,100
	89	256,900	298,000	347,000		398,800	419,300
	90	257,200	298,300	347,400		399,100	419,600
	91	257,500	298,600	347,800		399,400	419,900
	92	257,800	299,000	348,200		399,600	420,100
	93	258,100	299,200	348,400		399,800	420,300
	94		299,400	348,800		400,100	420,600
	95		299,700	349,200		400,400	420,900
	96		300,100	349,500		400,600	421,100
	97		300,300	349,800		400,800	421,300
	98		300,600	350,200		401,100	421,600
	99		301,000	350,600		401,400	421,900
	100		301,400	351,000		401,600	422,100
	101		301,600	351,500		401,800	422,300
	102		301,900	351,900		402,100	422,600
	103		302,200	352,300		402,400	422,900
	104		302,500	352,700		402,600	423,100

	105		302,700	351,500		400,800	420,300		
	106		303,000	351,900		401,100	420,600		
	107		303,300	352,300		401,400	420,900		
	108		303,600	352,700		401,600	421,100		
	109		303,800	353,200		401,800	421,300		
	110		304,200	353,600		402,100	421,600		
	111		304,600	353,900		402,400	421,900		
	112		304,900	354,200		402,600	422,100		
	113		305,100	354,700		402,800	422,300		
	114		305,300			403,100	422,600		
	115		305,600			403,400	422,900		
	116		306,000			403,600	423,100		
	117		306,200			403,800	423,300		
	118		306,400			404,100	423,600		
	119		306,700			404,400	423,900		
	120		307,000			404,600	424,100		
	121		307,400			404,800			
	122		307,600			405,100			
	123		307,900			405,400			
	124		308,200			405,600			
	125		308,500			405,800			
	126					406,100			
	127					406,400			
	128					406,600			
	129					406,800			
	130					407,100			
	131					407,400			
	132					407,600			
	133					407,800			
	134					408,100			
	135					408,400			
定年前再任用短時間勤務職員		—	—	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	—	—	—
		—	—	260,000	279,700	294,900	—	—	—

	105		302,700	353,200		402,800	423,300		
	106		303,000	353,600		403,100	423,600		
	107		303,300	353,900		403,400	423,900		
	108		303,600	354,200		403,600	424,100		
	109		303,800	354,700		403,800			
	110		304,200			404,100			
	111		304,600			404,400			
	112		304,900			404,600			
	113		305,100			404,800			
	114		305,300			405,100			
	115		305,600			405,400			
	116		306,000			405,600			
	117		306,200			405,800			
	118		306,400			406,100			
	119		306,700			406,400			
	120		307,000			406,600			
	121		307,400			406,800			
	122		307,600			407,100			
	123		307,900			407,400			
	124		308,200			407,600			
	125		308,500			407,800			
	126					408,100			
	127					408,400			
定年前再任用短時間勤務職員		—	—	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	—	—	—
		—	—	260,000	279,700	294,900	—	—	—

任期付職員		194,500	230,000	261,300	287,300	—	—	—	—

備考　この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

任期付職員		194,500	230,000	265,300	298,800	—	—	—	—

備考　この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第３条関係）

医療職俸給表（一）

（単位　円）

職員の区分	職務の級 / 号俸	１　級	２　級	３　級	４　級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	370,000	426,700	484,400	574,500
	2	372,600	428,700	486,200	577,600
	3	375,100	430,700	488,000	580,700
	4	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	403,000	449,900	508,600	603,200
	15	405,600	451,700	510,700	604,300
	16	408,100	453,500	512,700	605,200
	17	410,500	455,100	514,600	606,400
	18	412,700	457,100	516,600	607,400
	19	414,800	459,000	518,600	608,400
	20	416,900	460,900	520,400	609,400
	21	419,000	462,300	522,200	610,400
	22	420,500	464,100	524,000	611,000
	23	422,000	465,900	525,800	611,900
	24	423,500	467,700	527,600	612,900
	25	424,900	469,500	529,200	613,900
	26	426,400	471,300	531,000	614,900
	27	427,900	473,100	532,800	615,900
	28	429,300	474,900	534,600	616,800
	29	430,700	476,700	536,200	617,700
	30	432,200	478,500	538,000	618,600
	31	433,700	480,300	539,800	619,400
	32	435,100	482,100	541,500	620,400

別表第２（第３条関係）

医療職俸給表（一）

（単位　円）

職員の区分	職務の級 / 号俸	１　級	２　級	３　級	４　級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	400,300	455,100	549,800	596,100
	2	403,000	457,100	555,900	602,100
	3	405,600	459,000	561,200	607,400
	4	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	419,000	469,500	583,900	626,200
	10	420,500	471,300	586,200	627,200
	11	422,000	473,100	587,100	628,200
	12	423,500	474,900	588,000	629,200
	13	424,900	476,700	588,900	630,200
	14	426,400	478,500	589,800	631,200
	15	427,900	480,300	590,700	632,200
	16	429,300	482,100	591,600	633,200
	17	430,700	483,900	592,500	634,200
	18	432,200	485,800	593,400	635,200
	19	433,700	487,700	594,300	636,200
	20	435,100	489,600	595,200	637,200
	21	436,500	491,500	596,100	
	22	438,000	493,200	597,000	
	23	439,500	495,000	597,900	
	24	440,900	496,800	598,800	
	25	442,300	498,400	599,700	
	26	443,700	500,200	600,600	
	27	445,100	502,000	601,500	
	28	446,500	503,600	602,400	
	29	447,900	505,000	603,300	
	30	449,300	506,700	604,200	
	31	450,700	508,500	605,100	
	32	452,100	510,200	606,000	

定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職	33	436,500	483,900	543,100	621,400
	34	438,000	485,800	544,900	622,400
	35	439,500	487,700	546,600	623,400
	36	440,900	489,600	548,300	624,300
	37	442,300	491,500	549,800	625,200
	38	443,700	493,200	551,400	626,200
	39	445,100	495,000	552,800	627,200
	40	446,500	496,800	554,400	628,200
	41	447,900	498,400	555,900	629,200
	42	449,300	500,200	557,300	630,200
	43	450,700	502,000	558,700	631,200
	44	452,100	503,600	560,000	632,200
	45	453,500	505,000	561,200	633,200
	46	454,900	506,700	562,200	634,200
	47	456,300	508,500	563,200	635,200
	48	457,700	510,200	564,200	636,200
	49	459,100	511,700	565,200	637,200
	50	460,800	513,000	566,100	
	51	462,400	514,300	567,000	
	52	464,000	515,600	567,900	
	53	465,600	516,600	568,700	
	54	466,800	517,900	569,600	
	55	468,000	519,200	570,500	
	56	469,100	520,500	571,400	
	57	470,100	521,500	572,300	
	58	471,100	522,300	573,200	
	59	472,000	523,100	574,100	
	60	472,800	523,900	574,800	
	61	473,500	524,800	575,700	
	62	474,200	525,600	576,600	
	63	474,900	526,400	577,500	
	64	475,500	527,100	578,400	
	65	476,200	527,900	579,300	
	66	476,900	528,700	579,800	
	67	477,500	529,400	580,700	
	68	478,100	530,300	581,400	

定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職	33	453,500	511,700	606,900
	34	454,900	513,000	607,800
	35	456,300	514,300	608,700
	36	457,700	515,600	609,600
	37	459,100	516,600	610,500
	38	460,800	517,900	611,400
	39	462,400	519,200	612,300
	40	464,000	520,500	613,200
	41	465,600	521,500	614,100
	42	466,800	522,300	615,000
	43	468,000	523,100	615,900
	44	469,100	523,900	616,800
	45	470,100	524,800	617,700
	46	471,100	525,600	618,600
	47	472,000	526,400	619,500
	48	472,800	527,100	620,400
	49	473,500	527,900	621,300
	50	474,200	528,700	622,200
	51	474,900	529,400	623,100
	52	475,500	530,300	624,000
	53	476,200	531,200	624,900
	54	476,900	532,000	625,800
	55	477,500	532,900	626,700
	56	478,100	533,800	627,600
	57	478,400	534,600	628,500
	58	479,000	535,500	629,400
	59	479,700	536,400	630,300
	60	480,400	537,100	631,200
	61	480,800	537,900	632,100
	62	481,400	538,800	633,000
	63	482,100	539,700	633,900
	64	482,800	540,600	634,800
	65	483,200	541,400	635,700
	66	483,800	542,300	
	67	484,400	543,200	
	68	484,900	544,100	

69	478,400	531,200	582,300
70	479,000	532,000	583,200
71	479,700	532,900	583,900
72	480,400	533,800	584,800
73	480,800	534,600	585,700
74	481,400	535,500	586,200
75	482,100	536,400	587,100
76	482,800	537,100	588,000
77	483,200	537,900	588,900
78	483,800	538,800	589,800
79	484,400	539,700	590,700
80	484,900	540,600	591,600
81	485,400	541,400	592,500
82	485,900	542,300	593,400
83	486,400	543,200	594,300
84	486,900	544,100	595,200
85	487,300	544,900	596,100
86	487,800	545,800	597,000
87	488,200	546,700	597,900
88	488,700	547,600	598,800
89	489,200	548,400	599,700
90	489,800		600,600
91	490,400		601,500
92	490,800		602,400
93	491,300		603,300
94	491,900		604,200
95	492,500		605,100
96	493,000		606,000
97	493,500		606,900
98			607,800
99			608,700
100			609,600
101			610,500
102			611,400
103			612,300
104			613,200

69	485,400	544,900
70	485,900	545,800
71	486,400	546,700
72	486,900	547,600
73	487,300	548,400
74	487,800	
75	488,200	
76	488,700	
77	489,200	
78	489,800	
79	490,400	
80	490,800	
81	491,300	
82	491,900	
83	492,500	
84	493,000	
85	493,500	

	105			614,100	
	106			615,000	
	107			615,900	
	108			616,800	
	109			617,700	
	110			618,600	
	111			619,500	
	112			620,400	
	113			621,300	
	114			622,200	
	115			623,100	
	116			624,000	
	117			624,900	
	118			625,800	
	119			626,700	
	120			627,600	
	121			628,500	
	122			629,400	
	123			630,300	
	124			631,200	
	125			632,100	
	126			633,000	
	127			633,900	
	128			634,800	
	129			635,700	
定年前再任用短時間勤務職員		基　準 俸給月額	基　準 俸給月額	基　準 俸給月額	基　準 俸給月額
		344,400	399,500	473,300	573,800
任期付職員		370,000	426,700	—	—

備考　この表は、医師等に適用する。

定年前再任用短時間勤務職員		基　準 俸給月額	基　準 俸給月額	基　準 俸給月額	基　準 俸給月額
		344,400	399,500	473,300	573,800
任期付職員		400,300	455,100	—	—

備考　この表は、医師等に適用する。

別表第３（第３条関係）

医療職俸給表（二）

（単位　円）

職員の区分	職務の級 / 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300

別表第３（第３条関係）

医療職俸給表（二）

（単位　円）

職員の区分	職務の級 / 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200

33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500
34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600
35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800
36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000
37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100
38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900
39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300
40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000
41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500
42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900
43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300
44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100	
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400	
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600	
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200		
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800		
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400		

33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300	
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600	
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900	
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200	
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400	
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700	
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000	
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300	
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500	
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800	
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100	
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400	
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600	
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000		
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700		
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300		
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700		
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200		
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800		
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400		
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800		
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300		
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800		
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300		
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900		
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400		
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000		
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600		

	69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800
	70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300
	71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800
	72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900
	74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400
	75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000
	76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600
	77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100
	78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600
	79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100
	80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600
	81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900
	82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400
	83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800
	84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200
	85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600
	86		294,100	330,400	351,200	
	87		294,300	330,600	351,500	
	88		294,500	330,900	351,800	
	89		294,900	331,300	352,200	
	90		295,100	331,700	352,500	
	91		295,300	332,000	352,800	
	92		295,500	332,300	353,100	
	93		295,900	332,600	353,500	
	94		296,100	332,800	353,800	
	95		296,300	333,200	354,100	
	96		296,600	333,500	354,400	
	97		296,900	333,700	354,700	
	98		297,100	334,000	355,100	
	99		297,300	334,300	355,500	
	100		297,600	334,600	355,900	
	101		297,900	334,800	356,400	
	102		298,100	335,100	356,800	
	103		298,300	335,400	357,200	
	104		298,600	335,600	357,600	

	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600
	78	254,800	291,900	328,600	349,900	
	79	255,100	292,200	329,000	350,100	
	80	255,300	292,500	329,500	350,400	
	81	255,500	292,800	330,000	350,900	
	82	255,800	293,100	330,400	351,200	
	83	256,100	293,400	330,600	351,500	
	84	256,300	293,700	330,900	351,800	
	85	256,500	293,900	331,300	352,200	
	86		294,100	331,700	352,500	
	87		294,300	332,000	352,800	
	88		294,500	332,300	353,100	
	89		294,900	332,600	353,500	
	90		295,100	332,800	353,800	
	91		295,300	333,200	354,100	
	92		295,500	333,500	354,400	
	93		295,900	333,700	354,700	
	94		296,100	334,000	355,100	
	95		296,300	334,300	355,500	
	96		296,600	334,600	355,900	
	97		296,900	334,800	356,400	
	98		297,100	335,100	356,800	
	99		297,300	335,400	357,200	
	100		297,600	335,600	357,600	
	101		297,900	335,800	358,100	
	102		298,100	336,000		
	103		298,300	336,400		
	104		298,600	336,600		

	105 106 107 108 109 110 111 112 113		298,900	335,800 336,000 336,400 336,600 336,800 337,200 337,600 338,000 338,200	358,100			
定年前再任用短時間勤務職員		—	—	基　準 俸給月額	基　準 俸給月額	基　準 俸給月額	—	—
		—	—	260,000	279,700	294,900	—	—
任期付職員		194,500	230,000	261,300	287,300	—	—	—

備考　この表は、栄養士等に適用する。

	105 106 107 108 109		298,900	336,800 337,200 337,600 338,000 338,200				
定年前再任用短時間勤務職員		—	—	基　準 俸給月額	基　準 俸給月額	基　準 俸給月額	—	—
		—	—	260,000	279,700	294,900	—	—
任期付職員		194,500	230,000	265,300	298,800	—	—	—

備考　この表は、栄養士等に適用する。

別表第４（第３条関係）

医療職俸給表（三）

（単位　円）

職員の区分	職務の級 / 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600

別表第４（第３条関係）

医療職俸給表（三）

（単位　円）

職員の区分	職務の級 / 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100

33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	

33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100		
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700		
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300		
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000		
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600		
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300		
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		

		69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500				69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300			
		70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300					70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900			
		71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000					71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400			
		72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600					72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700			
		73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300					73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000			
		74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800					74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500			
		75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400					75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900			
		76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900					76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200			
	定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300				定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500			
		78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900					78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000			
		79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400					79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500			
		80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700					80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900			
		81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000					81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200			
		82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500					82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600			
		83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900					83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100			
		84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200					84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500			
		85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500					85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900			
		86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000					86	286,100	312,900	350,700	369,600				
		87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500					87	286,600	313,900	351,500	370,200				
		88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900					88	287,100	314,900	352,300	370,700				
		89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200					89	287,600	315,800	352,900	371,000				
		90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600					90	288,100	316,900	353,500	371,500				
		91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100					91	288,600	317,900	354,100	371,900				
		92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500					92	289,100	318,900	354,700	372,200				
		93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900					93	289,600	319,700	355,100	372,800				
		94	290,200	320,400	353,500	371,500						94	290,200	320,400	355,500	373,300				
		95	290,800	321,100	354,100	371,900						95	290,800	321,100	356,000	373,800				
		96	291,400	321,700	354,700	372,200						96	291,400	321,700	356,400	374,300				
		97	292,000	322,200	355,100	372,800						97	292,000	322,200	356,900	374,900				
		98	292,500	322,500	355,500	373,300						98	292,500	322,500	357,300	375,400				
		99	293,000	323,100	356,000	373,800						99	293,000	323,100	357,800	375,900				
		100	293,500	323,700	356,400	374,300						100	293,500	323,700	358,200	376,300				
		101	294,000	324,100	356,900	374,900						101	294,000	324,100	358,500	376,900				
		102	294,500	324,700	357,300	375,400						102	294,500	324,700	359,000	377,400				
		103	295,000	325,300	357,800	375,900						103	295,000	325,300	359,400	377,900				
		104	295,400	325,800	358,200	376,300						104	295,400	325,800	359,700	378,400				

		105	295,800	326,200	358,500	376,900				
		106	296,300	326,700	359,000	377,400				
		107	296,800	327,200	359,400	377,900				
		108	297,100	327,700	359,700	378,400				
		109	297,300	328,100	360,100	379,000				
		110	297,600	328,500	360,600	379,400				
		111	297,800	328,800	361,100	379,900				
		112	298,100	329,100	361,600	380,400				
		113	298,400	329,400	362,100	381,000				
		114	298,600	329,800	362,600					
		115	298,900	330,100	363,100					
		116	299,100	330,400	363,500					
		117	299,400	330,600	363,900					
		118	299,700	330,900	364,300					
		119	300,000	331,200	364,800					
		120	300,300	331,400	365,300					
		121	300,600	331,600	365,700					
		122	301,000	331,900	366,200					
		123	301,300	332,200	366,700					
		124	301,600	332,500	367,200					
		125	301,800	332,700	367,500					
		126	302,000	333,000						
		127	302,300	333,400						
		128	302,700	333,600						
		129	302,900	333,800						
		130	303,200	334,000						
		131	303,600	334,400						
		132	304,000	334,600						
		133	304,200	334,900						
		134	304,500	335,300						
		135	304,800	335,700						
		136	305,100	336,100						
		137	305,300	336,400						
		138	305,600	336,800						
		139	305,900	337,200						
		140	306,200	337,600						

		105	295,800	326,200	360,100	379,000				
		106	296,300	326,700	360,600	379,400				
		107	296,800	327,200	361,100	379,900				
		108	297,100	327,700	361,600	380,400				
		109	297,300	328,100	362,100	381,000				
		110	297,600	328,500	362,600					
		111	297,800	328,800	363,100					
		112	298,100	329,100	363,500					
		113	298,400	329,400	363,900					
		114	298,600	329,800	364,300					
		115	298,900	330,100	364,800					
		116	299,100	330,400	365,300					
		117	299,400	330,600	365,700					
		118	299,700	330,900	366,200					
		119	300,000	331,200	366,700					
		120	300,300	331,400	367,200					
		121	300,600	331,600	367,500					
		122	301,000	331,900						
		123	301,300	332,200						
		124	301,600	332,500						
		125	301,800	332,700						
		126	302,000	333,000						
		127	302,300	333,400						
		128	302,700	333,600						
		129	302,900	333,800						
		130	303,200	334,000						
		131	303,600	334,400						
		132	304,000	334,600						
		133	304,200	334,900						
		134	304,500	335,300						
		135	304,800	335,700						
		136	305,100	336,100						
		137	305,300	336,400						
		138	305,600	336,800						
		139	305,900	337,200						
		140	306,200	337,600						

	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員		—	—	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	—	—
		—	—	260,000	279,700	294,900	—	—

	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員		—	—	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	—	—
		—	—	260,000	279,700	294,900	—	—

任期付職員		194,500	230,000	261,300	287,300	—	—	—

備考　この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師等に適用する。

任期付職員		194,500	230,000	265,300	298,800	—	—	—

備考　この表は、保健師、助産師、看護師等に適用する。

別表第５（第３条関係）

教育職俸給表

（単位　円）

職員の区分	職務の級 / 号俸	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	202,800	221,300	298,200	323,900	413,600
	2	205,100	223,700	300,000	326,000	415,100
	3	207,400	226,100	301,800	328,100	416,600
	4	209,700	228,500	303,600	330,200	418,000
	5	211,900	230,900	305,400	332,200	419,300
	6	214,300	233,300	307,200	334,300	420,700
	7	216,500	235,700	309,000	336,400	422,100
	8	218,700	238,100	310,700	338,500	423,500
	9	220,900	240,500	312,400	340,500	424,900
	10	223,200	242,100	314,200	342,600	426,300
	11	225,400	243,700	316,000	344,700	427,700
	12	227,600	245,300	317,800	346,700	429,000
	13	229,900	246,900	319,700	348,700	430,300
	14	232,000	248,400	321,500	350,200	431,700
	15	234,100	249,800	323,300	351,700	433,100
	16	236,200	251,200	325,000	353,200	434,500
	17	238,300	252,600	326,600	354,600	435,700
	18	240,200	253,800	328,500	356,000	437,000
	19	241,900	255,000	330,400	357,400	438,200
	20	243,500	256,200	332,300	358,800	439,500
	21	245,200	257,600	334,100	360,200	440,600
	22	246,400	258,800	336,100	361,500	441,700
	23	247,700	260,100	337,900	362,800	442,900
	24	249,000	261,400	339,700	364,100	444,100
	25	250,200	262,700	341,400	365,300	445,400
	26	251,200	264,500	343,100	366,600	446,600
	27	252,300	266,300	344,700	367,800	447,600
	28	253,400	268,100	346,300	369,000	448,700
	29	254,600	269,800	347,900	370,200	449,900
	30	255,900	272,000	349,200	371,400	450,700
	31	257,100	274,200	350,400	372,600	451,500
	32	258,300	276,400	351,600	373,700	452,400

別表第５（第３条関係）

教育職俸給表

（単位　円）

職員の区分	職務の級 / 号俸	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	202,800	221,300	319,700	348,700	435,700
	2	205,100	223,700	321,500	350,200	437,000
	3	207,400	226,100	323,300	351,700	438,200
	4	209,700	228,500	325,000	353,200	439,500
	5	211,900	230,900	326,600	354,600	440,600
	6	214,300	233,300	328,500	356,000	441,700
	7	216,500	235,700	330,400	357,400	442,900
	8	218,700	238,100	332,300	358,800	444,100
	9	220,900	240,500	334,100	360,200	445,400
	10	223,200	242,100	336,100	361,500	446,600
	11	225,400	243,700	337,900	362,800	447,600
	12	227,600	245,300	339,700	364,100	448,700
	13	229,900	246,900	341,400	365,300	449,900
	14	232,000	248,400	343,100	366,600	450,700
	15	234,100	249,800	344,700	367,800	451,500
	16	236,200	251,200	346,300	369,000	452,400
	17	238,300	252,600	347,900	370,200	453,300
	18	240,200	253,800	349,200	371,400	453,800
	19	241,900	255,000	350,400	372,600	454,300
	20	243,500	256,200	351,600	373,700	454,800
	21	245,200	257,600	352,900	374,800	455,300
	22	246,400	258,800	354,300	376,000	455,800
	23	247,700	260,100	355,700	377,200	456,300
	24	249,000	261,400	357,000	378,300	456,800
	25	250,200	262,700	358,300	379,400	457,300
	26	251,200	264,500	359,700	380,600	457,800
	27	252,300	266,300	361,100	381,800	458,300
	28	253,400	268,100	362,400	382,900	458,800
	29	254,600	269,800	363,700	384,000	459,300
	30	255,900	272,000	365,100	385,200	459,800
	31	257,100	274,200	366,400	386,400	460,300
	32	258,300	276,400	367,700	387,500	460,800

33	259,400	278,600	352,900	374,800	453,300
34	260,600	280,800	354,300	376,000	453,800
35	261,800	283,000	355,700	377,200	454,300
36	263,000	285,100	357,000	378,300	454,800
37	264,300	287,100	358,300	379,400	455,300
38	265,500	289,000	359,700	380,600	455,800
39	266,700	290,900	361,100	381,800	456,300
40	267,900	292,700	362,400	382,900	456,800
41	269,200	294,400	363,700	384,000	457,300
42	270,400	296,300	365,100	385,200	457,800
43	271,700	298,100	366,400	386,400	458,300
44	272,900	299,800	367,700	387,500	458,800
45	274,100	301,400	369,000	388,600	459,300
46	275,000	303,200	370,200	389,800	459,800
47	275,900	304,900	371,400	391,000	460,300
48	276,900	306,500	372,600	392,200	460,800
49	277,500	308,000	373,800	393,400	461,300
50	278,400	309,700	375,000	394,700	
51	279,100	311,500	376,200	395,900	
52	280,100	313,200	377,400	397,100	
53	280,700	314,400	378,500	398,300	
54	281,600	316,300	379,700	399,600	
55	282,600	318,100	380,900	400,600	
56	283,600	319,800	382,100	401,700	
57	284,100	321,400	383,200	402,900	
58	285,100	323,300	384,500	404,100	
59	286,100	325,000	385,800	405,300	
60	286,900	326,700	387,000	406,500	
61	287,400	328,400	387,900	407,600	
62	288,100	330,200	389,100	408,600	
63	288,900	332,000	390,100	409,900	
64	289,700	333,700	391,200	411,100	
65	290,500	335,400	392,000	412,300	
66	291,300	336,700	393,100	413,400	
67	292,000	338,000	394,100	414,500	
68	292,700	339,300	395,100	415,600	

33	259,400	278,600	369,000	388,600	461,300
34	260,600	280,800	370,200	389,800	
35	261,800	283,000	371,400	391,000	
36	263,000	285,100	372,600	392,200	
37	264,300	287,100	373,800	393,400	
38	265,500	289,000	375,000	394,700	
39	266,700	290,900	376,200	395,900	
40	267,900	292,700	377,400	397,100	
41	269,200	294,400	378,500	398,300	
42	270,400	296,300	379,700	399,600	
43	271,700	298,100	380,900	400,600	
44	272,900	299,800	382,100	401,700	
45	274,100	301,400	383,200	402,900	
46	275,000	303,200	384,500	404,100	
47	275,900	304,900	385,800	405,300	
48	276,900	306,500	387,000	406,500	
49	277,500	308,000	387,900	407,600	
50	278,400	309,700	389,100	408,600	
51	279,100	311,500	390,100	409,900	
52	280,100	313,200	391,200	411,100	
53	280,700	314,400	392,000	412,300	
54	281,600	316,300	393,100	413,400	
55	282,600	318,100	394,100	414,500	
56	283,600	319,800	395,100	415,600	
57	284,100	321,400	396,200	416,600	
58	285,100	323,300	397,200	417,800	
59	286,100	325,000	398,300	419,000	
60	286,900	326,700	399,400	420,200	
61	287,400	328,400	400,400	420,800	
62	288,100	330,200	401,500	421,600	
63	288,900	332,000	402,600	422,300	
64	289,700	333,700	403,600	422,800	
65	290,500	335,400	404,500	423,100	
66	291,300	336,700	405,400	423,400	
67	292,000	338,000	406,400	423,800	
68	292,700	339,300	407,400	424,200	

定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	69	293,500	340,800	396,200	416,600
	70	294,300	342,300	397,200	417,800
	71	294,900	343,800	398,300	419,000
	72	295,600	345,300	399,400	420,200
	73	296,100	346,700	400,400	420,800
	74	296,900	348,200	401,500	421,600
	75	297,600	349,700	402,600	422,300
	76	298,200	351,200	403,600	422,800
	77	298,800	352,600	404,500	423,100
	78	299,600	354,100	405,400	423,400
	79	300,200	355,600	406,400	423,800
	80	300,800	357,100	407,400	424,200
	81	301,400	358,500	408,200	424,500
	82	302,100	359,800	409,000	424,900
	83	302,700	361,100	409,700	425,200
	84	303,200	362,300	410,500	425,500
	85	303,700	363,500	411,200	425,800
	86	304,300	364,700	411,800	426,200
	87	304,800	365,900	412,500	426,500
	88	305,200	367,000	413,200	426,800
	89	305,600	368,100	413,800	427,100
	90	306,200	369,200	414,500	427,400
	91	306,700	370,300	415,000	427,700
	92	307,200	371,400	415,600	427,900
	93	307,500	372,500	416,000	428,100
	94	308,100	373,700	416,400	428,400
	95	308,600	374,800	416,700	428,700
	96	309,000	375,900	417,000	428,900
	97	309,400	376,900	417,200	429,100
	98	309,900	377,900	417,500	429,400
	99	310,400	378,800	417,800	429,700
	100	310,900	379,700	418,000	429,900
	101	311,300	380,500	418,200	430,100
	102	311,700	381,500	418,500	
	103	312,100	382,400	418,800	
	104	312,400	383,300	419,000	

定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	69	293,500	340,800	408,200	424,500
	70	294,300	342,300	409,000	424,900
	71	294,900	343,800	409,700	425,200
	72	295,600	345,300	410,500	425,500
	73	296,100	346,700	411,200	425,800
	74	296,900	348,200	411,800	426,200
	75	297,600	349,700	412,500	426,500
	76	298,200	351,200	413,200	426,800
	77	298,800	352,600	413,800	427,100
	78	299,600	354,100	414,500	427,400
	79	300,200	355,600	415,000	427,700
	80	300,800	357,100	415,600	427,900
	81	301,400	358,500	416,000	428,100
	82	302,100	359,800	416,400	428,400
	83	302,700	361,100	416,700	428,700
	84	303,200	362,300	417,000	428,900
	85	303,700	363,500	417,200	429,100
	86	304,300	364,700	417,500	429,400
	87	304,800	365,900	417,800	429,700
	88	305,200	367,000	418,000	429,900
	89	305,600	368,100	418,200	430,100
	90	306,200	369,200	418,500	
	91	306,700	370,300	418,800	
	92	307,200	371,400	419,000	
	93	307,500	372,500	419,200	
	94	308,100	373,700	419,500	
	95	308,600	374,800	419,800	
	96	309,000	375,900	420,000	
	97	309,400	376,900	420,200	
	98	309,900	377,900		
	99	310,400	378,800		
	100	310,900	379,700		
	101	311,300	380,500		
	102	311,700	381,500		
	103	312,100	382,400		
	104	312,400	383,300		

105	312,600	384,100	419,200
106	312,900	385,000	419,500
107	313,200	385,900	419,800
108	313,500	386,800	420,000
109	313,700	387,600	420,200
110	313,900	388,600	
111	314,200	389,500	
112	314,500	390,400	
113	314,700	391,000	
114	314,900	391,900	
115	315,100	392,800	
116	315,400	393,700	
117	315,700	394,500	
118	315,900	395,200	
119	316,200	396,000	
120	316,500	396,800	
121	316,700	397,400	
122	316,900	398,100	
123	317,100	398,800	
124	317,400	399,400	
125	317,700	400,000	
126	317,900	400,700	
127	318,100	401,200	
128	318,400	401,800	
129	318,600	402,400	
130	318,800	403,000	
131	319,100	403,500	
132	319,400	404,000	
133	319,600	404,300	
134	319,800	404,600	
135	320,100	404,900	
136	320,400	405,200	
137	320,600	405,500	
138	320,800	405,800	
139	321,100	406,100	
140	321,400	406,400	

105	312,600	384,100
106	312,900	385,000
107	313,200	385,900
108	313,500	386,800
109	313,700	387,600
110	313,900	388,600
111	314,200	389,500
112	314,500	390,400
113	314,700	391,000
114	314,900	391,900
115	315,100	392,800
116	315,400	393,700
117	315,700	394,500
118	315,900	395,200
119	316,200	396,000
120	316,500	396,800
121	316,700	397,400
122	316,900	398,100
123	317,100	398,800
124	317,400	399,400
125	317,700	400,000
126	317,900	400,700
127	318,100	401,200
128	318,400	401,800
129	318,600	402,400
130	318,800	403,000
131	319,100	403,500
132	319,400	404,000
133	319,600	404,300
134	319,800	404,600
135	320,100	404,900
136	320,400	405,200
137	320,600	405,500
138	320,800	405,800
139	321,100	406,100
140	321,400	406,400

	141	321,600	406,700			
	142	321,800	407,000			
	143	322,100	407,300			
	144	322,400	407,600			
	145	322,600	407,800			
	146	322,800	408,100			
	147	323,100	408,400			
	148	323,400	408,600			
	149	323,600	408,800			
	150	323,800	409,100			
	151	324,100	409,400			
	152	324,400	409,600			
	153	324,600	409,800			
	154	324,800	410,100			
	155	325,100	410,400			
	156	325,400	410,600			
	157	325,600	410,800			
	158	325,800	411,100			
	159	326,100	411,400			
	160	326,400	411,600			
	161	326,600	411,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基　準 俸給月額	基　準 俸給月額	基　準 俸給月額	基　準 俸給月額	基　準 俸給月額
		232,000	276,000	303,400	330,000	411,900
任期付職員		234,100	252,600	298,200	306,900	398,200

備考

1　この表は、松戸市立高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。）及び実習助手に適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が４級である職員の俸給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

	141	321,600	406,700			
	142	321,800	407,000			
	143	322,100	407,300			
	144	322,400	407,600			
	145	322,600	407,800			
	146	322,800	408,100			
	147	323,100	408,400			
	148	323,400	408,600			
	149	323,600	408,800			
	150	323,800	409,100			
	151	324,100	409,400			
	152	324,400	409,600			
	153	324,600	409,800			
	154	324,800	410,100			
	155	325,100	410,400			
	156	325,400	410,600			
	157	325,600	410,800			
	158	325,800	411,100			
	159	326,100	411,400			
	160	326,400	411,600			
	161	326,600	411,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基　準 俸給月額	基　準 俸給月額	基　準 俸給月額	基　準 俸給月額	基　準 俸給月額
		232,000	279,200	303,400	330,000	411,900
任期付職員		234,100	252,600	319,700	331,700	420,300

備考

1　この表は、松戸市立高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。）及び実習助手に適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が４級である職員の俸給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

（松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第２条　松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２３年松戸市条例第２号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
（特定任期付職員の給与の特例） 第７条　（略） ２・３　（略） ４　任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その俸給月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。 ５　第２項（第３項の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定による号俸の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。	（特定任期付職員の給与の特例） 第７条　（略） ２・３　（略） （削除） ４　第２項（第３項の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定による号俸の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。
（給与条例の適用除外等） 第９条　給与条例第３条、第５条、第６条、第９条の２から第１１条まで、第１１条の３、第２０条の４及び第２０条の５の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 ２　特定任期付職員に対する給与条例第２条第１項、第１７条の３、第１９条の２第１項及び第２項並びに第２０条第２項の規定の適用については、給与条例第２条第１項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」とあるのは「、武力攻撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第１７条の３中「第９条の２に規定する職務にある職員」とあるのは「松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２３年松戸市条例第２号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第１９条の２第１項中「第９条の２第１項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職員」という。）」とあるのは「特定任期付職員」と、同条第２項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」	（給与条例の適用除外等） 第９条　給与条例第３条、第５条、第６条、第９条の２から第１０条まで、第１１条の３及び第２０条の５の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 ２　特定任期付職員に対する給与条例第１７条の３、第１９条の２第１項及び第２項並びに第２０条第２項の規定の適用については、給与条例第１７条の３中「第９条の２に規定する職務にある職員」とあるのは「松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２３年松戸市条例第２号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第１９条の２第１項中「第９条の２第１項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職員」という。）」とあるのは「特定任期付職員」と、同条第２項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第２０条第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と、給与条例第２０条の４第２項第１号中「100分の105」とあるのは「100

と、給与条例第２０条第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。	分の87.5」とする。
３　（略）	３　（略）

（松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和６年松戸市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第４条の表中

「

２　特定任期付職員に対する給与条例第２条第１項、第１７条の３、第１９条の２第１項及び第２項並びに第２０条第２項の規定の適用については、給与条例第２条第１項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」とあるのは「、武力攻撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第１７条の３中「第９条の２に規定する職務にある職員」とあるのは「松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２３年松戸市条例第２号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第１９条の２第１項中「第９条の２第１項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職員」という。）」とあるのは「特定任期付職員」と、同条第２項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第２０条第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。	２　特定任期付職員に対する給与条例第２条第１項、第１７条の３、第１９条の２第１項及び第２項並びに第２０条第２項の規定の適用については、給与条例第２条第１項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」とあるのは「、武力攻撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第１７条の３中「第９条の２に規定する職務にある職員」とあるのは「松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２３年松戸市条例第２号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第１９条の２第１項中「第９条の２第１項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職員」という。）」とあるのは「特定任期付職員」と、同条第２項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第２０条第２項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。

」を

「

２　特定任期付職員に対する給与条例第２条第１項、第１７条の３、第１９条の２第１項及び第２項並びに第２０条第２項の規定の適用については、給与条例第２条第１項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」とあるのは「、武力攻撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第１７条の３中「第９条の２に規定する職務にある職員」とあるの	２　特定任期付職員に対する給与条例第２条第１項、第１７条の３、第１９条の２第１項及び第２項並びに第２０条第２項の規定の適用については、給与条例第２条第１項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」とあるのは「、武力攻撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第１７条の３中「第９条の２に規定する職務にある職員」とあるの

は「松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２３年松戸市条例第２号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第１９条の２第１項中「第９条の２第１項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職員」という。）」とあるのは「特定任期付職員」と、同条第２項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第２０条第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。	は「松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２３年松戸市条例第２号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第１９条の２第１項中「第９条の２第１項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職員」という。）」とあるのは「特定任期付職員」と、同条第２項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第２０条第２項中「100分の125」とあるのは「100分の95」とする。

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（号俸の切替え）

２　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において松戸市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１から別表第５までの俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

３　切替日前に職務を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

４　切替日から令和８年３月３１日までの間における第１条の規定による改正後の給与条例第１０条の規定の適用については、同条第１項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの及び医療職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が３級であるものに対しては」と、同条第２項中「⑸　重度心身障害者」とあるのは

「⑸　重度心身障害者

⑹　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第３項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（規則への委任）

５　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表

ア　行政職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸					
	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4

39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	5
47	43	39	39	35	31	5
48	44	40	40	36	32	5
49	45	41	41	37	33	5
50	46	42	42	38	34	5
51	47	43	43	39	35	5
52	48	44	44	40	36	5
53	49	45	45	41	37	6
54	50	46	46	42	38	6
55	51	47	47	43	39	6
56	52	48	48	44	40	6
57	53	49	49	45	41	6
58	54	50	50	46	42	6
59	55	51	51	47	43	6
60	56	52	52	48	44	6
61	57	53	53	49	45	6
62	58	54	54	50	46	7
63	59	55	55	51	47	7
64	60	56	56	52	48	
65	61	57	57	53	49	
66	62	58	58	54	50	
67	63	59	59	55	51	
68	64	60	60	56	52	
69	65	61	61	57	53	
70	66	62	62	58	54	
71	67	63	63	59	55	
72	68	64	64	60	56	
73	69	65	65	61	57	
74	70	66	66	62	58	
75	71	67	67	63	59	
76	72	68	68	64	60	
77	73	69	69	65	61	
78	74	70	70	66	62	
79	75	71	71	67	63	
80	76	72	72	68	64	

81	77	73	73	69	65	
82	78	74	74	70	66	
83	79	75	75	71	67	
84	80	76	76	72	68	
85	81	77	77	73		
86	82	78	78	74		
87	83	79	79	75		
88	84	80	80	76		
89	85	81	81	77		
90	86	82	82	78		
91	87	83	83	79		
92	88	84	84	80		
93	89	85	85	81		
94	90		86	82		
95	91		87	83		
96	92		88	84		
97	93		89	85		
98	94		90	86		
99	95		91	87		
100	96		92	88		
101	97		93	89		
102	98		94	90		
103	99		95	91		
104	100		96	92		
105	101		97	93		
106	102		98	94		
107	103		99	95		
108	104		100	96		
109	105		101	97		
110	106		102	98		
111	107		103	99		
112	108		104	100		
113	109		105	101		
114			106	102		
115			107	103		
116			108	104		
117			109	105		
118			110	106		
119			111	107		
120			112	108		
121			113			
122			114			

123			115			
124			116			
125			117			
126			118			
127			119			
128			120			
129			121			
130			122			
131			123			
132			124			
133			125			
134			126			
135			127			

イ　医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸			
	１級	２級	３級	４級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	4
23	11	7	1	4
24	12	8	1	5
25	13	9	1	5
26	14	10	1	5
27	15	11	1	5
28	16	12	1	6
29	17	13	1	6
30	18	14	1	6
31	19	15	1	6
32	20	16	1	7
33	21	17	1	7
34	22	18	1	7
35	23	19	1	8
36	24	20	1	8
37	25	21	1	8
38	26	22	2	9
39	27	23	2	10

40	28	24	2	11
41	29	25	2	12
42	30	26	3	13
43	31	27	3	14
44	32	28	3	15
45	33	29	3	16
46	34	30	4	17
47	35	31	4	18
48	36	32	4	19
49	37	33	4	20
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	
53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50	8	
67	55	51	8	
68	56	52	8	
69	57	53	9	
70	58	54	9	
71	59	55	9	
72	60	56	10	
73	61	57	10	
74	62	58	10	
75	63	59	11	
76	64	60	12	
77	65	61	13	
78	66	62	14	
79	67	63	15	
80	68	64	16	
81	69	65	17	

82	70	66	18	
83	71	67	19	
84	72	68	20	
85	73	69	21	
86	74	70	22	
87	75	71	23	
88	76	72	24	
89	77	73	25	
90	78		26	
91	79		27	
92	80		28	
93	81		29	
94	82		30	
95	83		31	
96	84		32	
97	85		33	
98			34	
99			35	
100			36	
101			37	
102			38	
103			39	
104			40	
105			41	
106			42	
107			43	
108			44	
109			45	
110			46	
111			47	
112			48	
113			49	
114			50	
115			51	
116			52	
117			53	
118			54	
119			55	
120			56	
121			57	
122			58	
123			59	

124			60	
125			61	
126			62	
127			63	
128			64	
129			65	

ウ　医療職俸給表（二）の適用を受ける職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸				
	３級	４級	５級	６級	７級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23

40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		

82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

エ　医療職俸給表（三）の適用を受ける職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸				
	３級	４級	５級	６級	７級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23

40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		

82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				

124	120				
125	121				

オ　教育職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸		
	３級	４級	５級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23

40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	

82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

議　案　第　８１　号

松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和７年２月２１日提出

松戸市長　本郷谷　健　次

提　　案　　理　　由

国家公務員の給与改定に準じ、扶養手当の支給要件の見直し等をするため。

松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４３年松戸市条例第７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。

⑶　改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。

⑷　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（扶養手当） 第５条　（略） ２　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 ⑴　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） ⑵～⑹　（略） （定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外） 第１９条　第５条、第６条の２及び第１５条の規定は、法第２２条の４第１項の規定により採用された職員及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２３年松戸市条例第２号）第４条の規定により採用された職員には適用しない。	（扶養手当） 第５条　（略） ２　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 （削除） ⑴～⑸　（略） （定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外） 第１９条　第５条及び第１５条の規定は、法第２２条の４第１項の規定により採用された職員には適用しない。 ２　第５条、第６条の２及び第１５条の規定は、松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２３年松戸市条例第２号）第４条の規定により採用された職員には適用しない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

２　令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間におけるこの条例による改正後の第５条の規定の適用については、同条第２項中「⑸　重度心身障害者」とあるのは

「⑸　重度心身障害者

⑹　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

議　案　第　８２　号

松戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和７年２月２１日提出

松戸市長　本郷谷　健　次

提　　案　　理　　由

国家公務員に準じ、退職手当の支給における非常勤職員を常勤職員とみなす要件を緩和するとともに、雇用保険法の改正に伴い、規定の整理等をするため。

松戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

松戸市職員退職手当支給条例（昭和２８年松戸市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。

⑶　改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。

⑷　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（目的及び適用範囲） 第１条　（略） ２　常時勤務に服することを要する者以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令若しくは条例等により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が、18日以上ある月が引き続いて12か月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者は、職員とみなして、この条例（第４条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第５条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については、この限りでない。	（目的及び適用範囲） 第１条　（略） ２　常時勤務に服することを要する者以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令若しくは条例等により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第９条第２項において「勤務日数」という。）が、18日（1月間の日数（松戸市の休日を定める条例（平成元年松戸市条例第２３号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第９条第２項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12か月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者は、職員とみなして、この条例（第４条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第５条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については、この限りでな

	い。
３　（略）	３　（略）
（失業者の退職手当）	（失業者の退職手当）
第９条　（略）	第９条　（略）
２　前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例等により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。	２　前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
３～１０　（略）	３～１０　（略）
１１　第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能修得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	１１　第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能修得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略）
⑷　職業に就いた者　雇用保険法第５６条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する金額	⑷　安定した職業に就いた者　雇用保険法第５６条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
⑸・⑹　（略）	⑸・⑹　（略）
１２・１３　（略）	１２・１３　（略）

１４　第１１項第４号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第１項、第３項又は第１１項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第１項又は第３項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。	１４　第１１項第４号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第１項、第３項又は第１１項の規定の適用については、雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第１項又は第３項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。
⑴　雇用保険法第５６条の３第１項第１号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当　当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数	（削除）
⑵　雇用保険法第５６条の３第１項第１号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当　当該就業促進手当について同条第５項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数	（削除）
１５～１７　（略）	１５～１７　（略）
附　則	附　則
１～９　（略）	１～９　（略）
１０　平成１６年３月３１日に国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）附則別表第１の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第４条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第２条第１項に規定する国立大学法人及び同条第３項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。	１０　平成１６年３月３１日に国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第４条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第２条第１項に規定する国立大学法人及び同条第３項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
１１　旧機関の職員が、第６条第５項に規定する事	１１　旧機関の職員が、第６条第５項に規定する事

由によつて引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第３５条において準用する独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第６３条第２項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

１２　（略）

１３　令和７年３月３１日以前に退職した職員に対する第９条第１０項の規定の適用については、同項中「第２８条まで」とあるのは「第２８条まで及び附則第５条」と、同項第２号中

「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者のうち、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として市長が認める者であつて、かつ、同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると市長が認めたもの　」

とあるのは

「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者のうち、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として市長が認める者であつて、かつ、同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると市長が認めたもの

ウ　特定退職者であつて、雇用保険法附則第５条第１項に規定する地域内に居住し、かつ、同法第２４条の２第１項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために

由によつて引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第３５条の２において準用する独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第６３条第２項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

１２　（略）

１３　令和９年３月３１日以前に退職した職員に対する第９条第１０項の規定の適用については、同項中「第２８条まで」とあるのは「第２８条まで及び附則第５条」と、同項第２号中

「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者のうち、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として市長が認める者であつて、かつ、同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると市長が認めたもの　」

とあるのは

「イ　雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者のうち、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として市長が認める者であつて、かつ、同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると市長が認めたもの

ウ　特定退職者であつて、雇用保険法附則第５条第１項に規定する地域内に居住し、かつ、同法第２４条の２第１項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために

必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると市長が認めたもの（アに掲げる者を除く。）　　」 とする。 １４～２２　（略）	必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると市長が認めたもの（アに掲げる者を除く。）　　」 とする。 １４～２２　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

⑴　附則第１０項及び第１１項の改正規定　公布の日

⑵　第１条第２項、第９条第２項、同条第１１項第４号、同条第１４項及び附則第１３項の改正規定　令和７年４月１日

（経過措置）

２　前項第２号に掲げる改正規定による改正後の松戸市職員退職手当支給条例（以下「退職手当条例」という。）第９条第１１項（第４号に係る部分に限り、同条第１５項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した退職手当条例第１条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって前項第２号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「第２号施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって第２号施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。